

## 4 新庁舎における受動喫煙防止対策について

### (1) 健康への悪影響

- ア たばこの煙には、ニコチン、タール、一酸化炭素など200種類以上の有害物質が含まれる。
- イ この有害物質は、主流煙(喫煙者本人が吸い込む煙)よりも、副流煙(たばこの先から立ち上がる煙)に多く含まれる。
- ・ニコチン(血圧を上げたり、心拍数を増やして心臓に負担をかける。) 2.8倍
  - ・タール(喉や肺によくくっつき、がんを誘発する。) 3.4倍
  - ・一酸化炭素(血液中の酸素の運搬を妨害し、心臓や脳の働きに負担をかける。) 4.7倍
- ウ 受動喫煙(自分たばこを吸わなくても、意思に関係なく副流煙を吸い込んでしまうこと)にさらされると、がんや脳卒中、心筋梗塞、呼吸器疾患などの様々な病気のリスクが高くなり、妊婦や赤ちゃんにも悪影響を及ぼす。

### (2) 法規制の動向

#### ア 健康増進法(平成14年法律第103条)第25条

- ◆ …、官公庁施設、…その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### イ 受動喫煙防止対策について

- (平成22年2月25日付け厚生労働省健康局長通知)
- ◆ 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙すべきである。
  - ◆ 少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

#### ウ 山口県たばこ対策ガイドライン(改定)(平成23年3月)

- ◆ 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙とする。  
(官公庁は原則、施設内禁煙)
- ◆ 屋外喫煙場所設置の際の10mルールを設定  
※10mルール…屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口からおおむね10m離す

#### 健康増進法の一部を改正する法律案

… 今国会で審議中

- ◆ 改正のポイント(行政庁舎関連部分)

① 行政庁舎においては喫煙を禁止  
※行政庁舎は屋外を含む。

【例外】屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所では喫煙できる。  
※この「必要な措置」は、厚生労働省で定められる。

② 行政庁舎の管理権原者は、喫煙禁止場所に喫煙器具・設備を設置してはならない。

③ 都道府県知事は、行政庁舎の管理権原者が②に違反しているときは、勧告、命令等を行うことができる。  
(命令に従わない場合の罰則規定あり)

- ◆ 施行日  
公布の日から起算して1年6月を超えない日

### (3) 本市の受動喫煙対策

H30.1.22 行政管理部長・こども健康部長連名により 各所属長へ通知

#### ア 施設内禁煙の徹底

本市の公共施設においては、平成30年度末までに施設内喫煙場所の撤廃を進める。

#### イ 屋外喫煙場所設置の際の10mルールの徹底

本市の公共施設においては、屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どものいる空間等から、おおむね10m以上離す。

#### ウ 受動喫煙防止に関する普及啓発

受動喫煙防止に関する意識向上に向け、普及啓発を実施する。

### (4) 新庁舎における受動喫煙対策

#### ア 判断基準

- ◆ 来庁者、職員等の健康を守ることが最優先
- ◆ 受動喫煙対策は社会全体で取り組むべき課題  
⇒行政は、これを啓発し、自ら率先して取り組むべき

#### イ 方針

基本的な方向性…全面禁煙

当面の間(健康増進法の一部を改正する法律案が施行されるまでの間)

⇒ 暫定措置として、屋外で受動喫煙を避けられる場所に喫煙スペースを設置

#### ウ 喫煙スペース

- ◆ 場所

5階から屋上に繋がる屋外階段の一部(本館5階・北西角) 1か所

- ◆ 選定理由

- ①たばこの煙が屋内に進入する可能性が低い。  
外気にさらされた場所であり、議場前通路との間には2枚の扉がある。
- ②安全性が確保されている。  
屋上側には常時施錠した扉があり、転落事故の心配がない。
- ③費用がかからない。  
新たに、屋根、囲いを設ける必要がない。

